

第 6 回

渋川地区市町村任意合併協議会会議録

日 時 平成16年3月30日(火)
午後2時00分～4時28分
場 所 渋川市民会館小ホール

渋川地区市町村任意合併協議会

1 出席及び欠席委員等

出席委員等（委員44名・参与5名）

役職名	委員区分	氏名	備考
会長		木暮 治一	渋川市長
副会長	1号委員 (市町村長)	関口 俊二	伊香保町長
		小野 利治	小野上村長
		阿久津 貞司	子持村長
		永井 良一	赤城村長
		木村 榮一	北橘村長
委員	2号委員 (助役等)	桑島 保男	渋川市助役
		村尾 隆史	伊香保町助役
		野村 哲男	小野上村収入役
		信澤 明	子持村助役
		都丸 芳雄	赤城村助役
		塩谷 勝巳	北橘村助役
	3号委員 (議会議員)	宮下 宏	渋川市議会議長
		小林 雅夫	渋川市議会選出議員
		新井 晟久	渋川市議会選出議員
		松本 好司	伊香保町議会議長
		高橋 寿男	伊香保町議会選出議員
		塩野 光弘	伊香保町議会選出議員
		平方 由衛	小野上村議会議長
		中沢 義美	小野上村議会選出議員
		山下 重夫	子持村議会議長
		埴田 彦一郎	子持村議会選出議員
		角田 一民	赤城村議会議長
		岩崎 幸代	赤城村議会選出議員
		狩野 富雄	赤城村議会選出議員
		狩野 義雄	北橘村議会議長
南雲 鋭一	北橘村議会選出議員		
楯 信一	北橘村議会選出議員		

役職名	委員区分	氏名	備考
委員	4号委員 (学識経験者)	今成久男	渋川市自治会連合会会長
		町田久	渋川商工会議所会頭
		飯野照男	渋川市農業委員会会長
		山口源一郎	伊香保町区長会会長
		千明三右衛門	(社)伊香保温泉観光協会会長
		木暮敬治	小野上村商工会会長
		村上嶋男	小野上村農業委員会会長
		小野こと	小野上村レディースクラブ会長
		飯塚重雄	子持村自治会長連絡協議会会長
		小澤一二	子持村農業委員会会長
		木暮政光	赤城村商工会会長
		兵藤吉弘	赤城村農業委員会会長
		萩原吉久	北橘村区長会会長
		小泉隆雄	北橘村農業委員会会長
	委員	5号委員 (市町村共通学 識経験者)	小野宇三郎
戸所隆			高崎経済大学地域政策学部教授
桜井芳樹			渋川地区医師会会長
参与		角田登	群馬県議会議員
		真下誠治	群馬県議会議員
		高橋祐司	渋川行政事務所長
		伊藤一秀	北群渋川農業協同組合代表理事副組合長
		三田善一郎	赤城橘農業協同組合代表理事組合長

欠席委員等(委員6名・参与1名)

委員	3号委員	角田皇	小野上村議会選出議員
		後藤邦夫	子持村議会選出議員
	4号委員	長竹佳子	伊香保町婦人会会長
		石関吉幸	子持村商工会会長
		永井俊嗣	赤城村区長会会長
	高橋新吉	北橘村商工会会長	
参与		大林喬任	群馬県議会議員

市町村合併担当課長等

市町村名	氏 名	備 考
渋川市	狩 野 和 夫	企画課長
伊香保町	高 橋 義 明	企画観光課長
小野上村	平 方 敏 治	企画観光課長
子持村	鴻 田 恵 二	企画課長
赤城村	樺 澤 常 雄	企画課長
北橋村	小 泉 彰 晴	企画財政課主査

事務局職員

市町村名	氏 名	備 考
渋川市	吉 原 康 之	事務局長
渋川市	五十嵐 研 介	事務局次長
渋川市	福 島 泰 利	総務 G L (グループリーダー)
渋川市	笹 原 浩	計画 G (グループ)
渋川市	灰 田 幸 治	調整 G
伊香保町	藤 岡 孝 広	計画 G L
小野上村	飯 塚 玄 浩	調整 G
子持村	寺 島 剛	総務 G
赤城村	須 田 茂 之	計画 G
北橋村	萩 原 一 夫	調整 G L

傍聴人

区 分	人 数	備 考
報道関係者	3 社 4 名	
一 般	1 4 名	
合 計	1 8 名	

2 会議に付した案件

報告事項

- 報告第14号 議会の議員の定数等に関する小委員会報告
- 報告第15号 新市建設計画（新市将来構想）中間報告

協議事項

【新規協議】

- 議案第28号 協議項目24-1 「自治会・行政連絡機構の取扱い」
- 議案第29号 協議項目24-2 「消防・防災関係の取扱い」
- 議案第30号 協議項目24-4 「姉妹都市・国際交流等の取扱い」
- 議案第31号 協議項目24-5 「電算システムの取扱い」
- 議案第32号 協議項目24-7 「住民窓口業務の取扱い」
- 議案第33号 協議項目24-8 「保健衛生事業の取扱い」
- 議案第34号 渋川地区市町村任意合併協議会平成15年度補正予算
- 議案第35号 渋川地区市町村任意合併協議会平成16年度事業計画
- 議案第36号 渋川地区市町村任意合併協議会平成16年度歳入歳出予算
- 議案第37号 「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること」に係る協議方法について

開 会（午後2時00分）

事務局次長（五十嵐研介君） 定刻となりましたので、ただいまから第6回渋川地区市町村任意合併協議会を開催させていただきます。

まず初めに、渋川地区市町村任意合併協議会の会長であります木暮渋川市長よりごあいさつを申し上げます。

会長（木暮治一君） 皆さん、こんにちは。いよいよ桜の花も開花宣言が渋川市にも出たようであります。そういった中で、委員の皆様におかれましては大変お忙しい中にかかわりませず協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本協議会につきましては、本日をもって第6回を迎えるわけでありませぬ。自治会・行政連絡機構の取扱いほか9議案についてご協議をお願いするものであります。当協議会といたしましても平成15年度の年度末を迎え、平成16年度の予算案、事業計画等につきましてをご協議をいただくことになっております。

国会におきましては、合併関連3法案が上程予定となっております。現在の合併特例法の期限が切れる平成17年3月31日以降においても、新合併特例法を制定いたしまして引き続き市町村合併を推進することが打ち出されております。このような状況の中で、本渋川地区といたしましてもそれぞれの市町村の事情があるものの、新しいまちづくりに向けまして引き続きご協議をお願いすることになります。委員の皆様のご理解とご協力をお願いいたしまして、開会に当たりましてのごあいさつとします。よろしく願いいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

それでは、ただいまから次第に基づきまして報告事項等に入らせていただきますが、会議録作成上、ご質問等がある場合には、マイクをお持ちいたしますので、市町村名とお名前を述べてからご発言をお願いいたします。

会議の議長につきましては、本協議会規約第10条第2項の規定によりまして、会長が議長になることとされておりますので、会長の木暮渋川市長に議事進行をお願いいたします。

なお、本日は44人の委員の皆様にご出席をいただいております。委員定数50人の半数以上の出席となりますので、協議会規約の定めによりまして、会議が成立しておりますことを申し添えいたします。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、まず最初に会議録署名人の指名であります。協議会会議運営規程に基づきまして、議長が指名することになっております。各市町村の特別職をお願いすることとしておりますので、今回は赤城村の都丸助役さんをお願いいたし

ましたので、今回は名簿順によりまして、北橘村の塩谷助役をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) それでは、ご承認をいただきまして、会議録署名につきましては塩谷助役さんをお願いいたします。

それでは、早速であります。議事に入らせていただきます。次第によりまして、次第3の報告事項、報告第14号 議会の議員の定数等に関する小委員会報告についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

局長。

報告第14号 議会の議員の定数等に関する小委員会報告

事務局長(吉原康之君) それでは、小さい資料の方ではありますが、1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第14号についてご説明いたします。議会の議員の定数等に関する小委員会報告につきまして、別紙のとおり報告するものであります。2ページをお開きいただきたいと思います。これは、2月24日午後4時20分から当市民会館において開催をいたしました小委員会で、正副委員長の選任についてご協議をいたしました結果をまとめたものであります。この結果は、表にありますように委員長には渋川市の宮下宏市議会議長を、また副委員長には子持村の飯塚重雄自治会長連絡会議会長をそれぞれご決定いただいたところでありまして、第2回目の会議につきましては、2にその他とありますが、平成16年3月23日の午前10時からでありましたが、渋川市役所の第4会議室において開催いたしました。この日の会議では、関係資料の説明とフリートキングを行っていただきました。内容については、今後の任意協議会において報告をしていくことにしておりますので、よろしくをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。これは、小委員会委員の名簿でありまして、既に第5回任意協議会におきまして報告をいたしましたものでありますが、改めてご報告をさせていただきます。

7ページをごらんいただきたいと思います。これは、ただいまの小委員会からの報告書の写しであります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長(木暮治一君) ただいま報告事項につきまして事務局の説明が終わりました。

報告第14号 議会の議員の定数等に関する小委員会報告につきましてご質問等ございましたらお願いをいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ないようですので、お聞き取りいただいたということで、次に報告第15号 新市建設計画(新市将来構想)中間報告についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

局長。

報告第15号 新市建設計画(新市将来構想)中間報告

事務局長(吉原康之君) それでは、議案資料、小さい方ではありますが、9ページをお開きいただきたいと思います。報告第15号についてご説明いたします。

新市建設計画(新市将来構想)中間報告、このことについて別紙のとおり報告するものであります。別に配付をいたしました新市建設計画案、2冊配付してありますが、厚い方が新市建設計画の中間報告ということでまとめたもので、薄い方がこの概要版であります。概要版をごらんいただきたいと思います。

まず、表紙をはぐっていただきまして、この資料につきましては中間報告ということでまとめたものであります。内容については、この中間報告自体も未定稿でありますので、今後変更する部分も生じることが予想されます。そのようなことをご理解をいただければと思います。ごらんいただいている表につきましては、新市建設計画の設定項目ということで整理をしたものでありますが、当任意協議会の計画もこのとおりということではありませんが、全体的にはおおむねこのような項目を盛り込むこととなります。これは、市町村の合併の特例に関する法律第5条に新市建設計画に盛り込むべき内容として建設の基本方針、根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項、財政計画等が規定されておりますが、この第5条に基づき整理したものであります。

今回の中間報告では、左側の部分になりますが、この左の表にあります大きな1の序論に該当する部分から、下の方になりますが、大きな4の新市建設計画の基本方針に等する部分までを整理したものであります。現在この作業と並行いたしまして、右側の表の最下欄になりますが、財政計画という表示がありますが、この財政計画についても検討しておりまして、整理ができ次第ご報告することにしております。それから、やはり右側の表の最上段になりますが、大きな5に新市町村の施策という項目がありますが、ここから以下の項目については既に資料収集等一部作業を進めておりますが、来年度検討整理をすることにしておりまして、ここに掲げました項目ごとに具体的な事業を整理することとなります。

次に、目次をごらんいただきたいと思います。今回の中間報告では、この目次にあります大きく分けて四つの構成をしております。まず、序というところでは

新市将来構想の目的と位置づけを、そして大きな1では渋川地区の概況とまちづくりの課題を整理しておりまして、ここではさまざまな資料から現況や動向を把握し、上位計画などの状況も整理することによりましてまちづくりの課題を抽出しております。大きな2では、合併の背景と必要性について以下に掲げました区分に従って整理をいたしました。大きな3の主要指標の見通しでは、後ほど説明いたしますように総人口及び年齢別人口を整理をいたしております。最後の大きな4であります。詳細は後ほど説明いたしますが、新市建設計画の基本方針の骨子案をまとめております。

それでは、1ページをごらんいただきたいと思います。序の新市将来構想の目的と位置づけであります。まず、策定の目的と位置づけであります。要旨を申し上げますと、住民とともに渋川地区が抱える課題について共通の認識を持ち、将来の夢を共有しながらともに考える材料として、また住民の合併についての理解と新市のまちづくりへの積極的な参画をとということで作成したものであります。この将来構想は、今後法定協議会が設置されればそこでの手続を踏みまして新市建設計画へと移行することになります。

次に、期間であります。おおむね10年後の地域を展望するものいたします。

策定の方法であります。冒頭にあります6市町村の現況とまちづくりの課題等を整理をいたしまして、記載のようなその他の事柄も踏まえ、新市まちづくりの基本方針を中心に構成をします。

まず、大きな1の渋川地区の概況とまちづくりの課題であります。1の概況では、要旨を申し上げます。冒頭にあります整理では、この地区がほぼ日本の中央にあるという地理的な位置づけ及び高速道路など交通の利便性を備えていること、次の段落では、この地区は赤城山や榛名山に囲まれ、平地は限定されるものの、地勢的一体性を有していること、そして次の部分では昭和29年以降のいわゆる昭和の大合併によって現在の市町村単位となり、最後の段落になりますが、6市町村の総面積は240.42平方キロ、可住地面積は全体のおよそ48%で、可住地の人口密度は783人、これは平方キロ当たりですが、なるとしております。

2ページをお願いいたします。2では、渋川地区の現況と動向ということで、以下の(1)から(3)まで記載の人口・世帯等について整理をしております。厚い方の資料になりますが、5ページをごらんいただきたいと思います。(1)の人口、世帯の状況であります。まず人口については下に示しましたグラフからもうかがえますように、昭和60年から平成12年度の間9万人前後の状況で、横ばいで推移していることがわかります。

次に、6ページをお願いいたします。次に、世帯数であります。グラフからもうかがえますとおり、昭和60年の2万4,693世帯から増加の傾向で推移をいたしまして、平成12年では2万8,685世帯となっております。このような世帯数の

増加に伴いまして、下段の、やや字が小さいのでありますが、右側の表になりますが、上から2行目の渋川地区の欄に整理をいたしましたとおり、世帯当たりの人員は逆に減少傾向で推移し、昭和60年の3.42人から平成12年の3.13人と変化をしております。

次の7ページをごらんいただきたいと思います。年齢別人口であります。このページの表の実数という欄があります。上から2段目になりますが、渋川地区の65歳以上の状況を見ますと、昭和60年の1万695人から平成12年の1万8,082人となっております。著しく増加していることがわかります。これを下に構成比という欄がありますが、ここでも渋川地区のところをごらんいただきますと65歳以上の比率は昭和60年の11.9%から平成12年の20.3%と高齢化の進展が著しいことがわかります。これは、渋川地区という欄のすぐ上にあります群馬県の同じ平成12年の65歳以上の構成比よりも高いことがわかります。

それでは、少し飛びまして、15ページをごらんいただきたいと思います。(2)の産業であります。本地区の各種産業指標は、全体といたしましては横ばいで推移をしております。地域別に見ますと渋川市の1人当たり工業製品出荷額、小売販売額、赤城村の農業産出額が高くなっているとしております。これらのことは、以下に整理をいたしましたそれぞれについてのグラフからもうかがうことができます。まず、農業産出額の表、一番右側にあります1人当たり額を見ますと、上から2段目の渋川地区は16万1,000円、最も多額なのが下から2段目にあります赤城村のおよそ46万5,000円となっております。

次の小売販売額の表をごらんいただきますと、この表ではただいまと同様にござらんをいただいて、渋川地区は118万2,000円で、最も多額なのが渋川市の162万7,000円となっております。最下段になりますが、工業製品出荷額では渋川地区では184万2,000円で、最も多額なのが渋川市の277万9,000円となっております。

16ページをお願いいたします。冒頭にあります観光客入り込み数推計ですが、渋川地区全体では、表やグラフからもござらんいただけるように平成10年から平成14年の間では横ばいないし増加傾向にあります。表の平成14年度の欄、渋川地区全体では480万6,300人で、地区別では伊香保町の185万7,800人が最も多く、次いで渋川市の114万1,600人となっております。最下欄の北橋村の増加傾向が著しく、他は横ばいないし減少傾向にあります。

次に、(3)の財政状況ですが、この地区の歳入歳出の状況は、下にありますグラフをごらんいただきますと左側の歳入のグラフでも、また右側の歳出のグラフでも渋川地区全体ではいずれも減少傾向で推移していることがわかります。ただ、地区別では赤城村については横ばいから平成14年度に増加に転じていますが、他はいずれの地区も減少傾向にあることがわかります。

17ページをお願いいたします。このページでは、幾つかの財政指標を掲げてお

りますが、特に中ほどにあります経常収支比率の状況をごらんいただきますと、これは財政構造の弾力性をあらわす指標であります。市では75%程度、町村では70%程度が望ましいとされておりまして、これらから判断いたしますといずれの市町村においてもかなり高い数値になっていることがわかります。また、それぞれの推移を見ると、いずれもその数値が悪化する傾向にあることがわかります。一番右側の平成14年度の欄を見ますと、小野上村は100%を超えておりまして、また渋川市と伊香保町は100%に近く、経常収支比率から特に厳しい財政状況にあることが各地区ともうかがえます。下段の表につきましては、過去の借入金が多額であることを示す公債費比率の推移では渋川市及び小野上村は悪化傾向にあります。改善ないし横ばいの傾向で推移していることがわかります。

概要版の2ページにお戻りをいただきたいと思えます。2ページの下にあります3の上位関連計画の整理では、(1)に国、県等の計画の状況をまとめ、(2)では6市町村の総合計画を整理をいたしております。国の計画ということでは、新全国総合開発計画や第5次首都圏基本計画を、そして県の計画ということでは群馬県総合計画を、さらには渋川広域圏計画との関連性も整理をしております。これらについては、申しわけありませんが、本冊の18ページ、厚い方の18ページをごらんいただきたいと思えます。このページでは、新全国総合開発計画について、これは表にもありますように平成10年3月に目標年次を平成22年から27年として策定されたものでありまして、次にその表の下になります。第5次首都圏基本計画につきましては平成11年3月に平成27年度を目標年次として策定されたものであります。内容の説明は省略いたします。

次の19ページをごらんいただきたいと思えます。冒頭にありますものが群馬県総合計画でありまして、平成14年に策定後100年を見通すという目標年次として策定されたもので、その下の渋川広域圏計画では平成12年2月に平成21年度を目標に策定されたものであります。これらについても内容の説明は省略いたします。

次の20ページをお願いいたします。このページから22ページにわたりまして6市町村の総合計画について整理をしておりますが、策定年度、目標年次等についてはそれぞれ異なっております。

少し飛びまして、22ページをお願いいたします。やや小さい字で申しわけありませんが、この一覧表はただいま申し上げました6市町村の総合計画におけるまちづくりの課題をまとめたものでありまして、表の左側にあります項目別に整理をいたしております。これらの整理を踏まえ、まちづくりの課題をまとめたわけであります。

それでは、再び概要版の3ページをお願いいたします。4のまちづくりの課題であります。 (1)の地区別のまちづくりの方向ということでは、まず渋川市について見ますと、これについても要旨を申し上げます。位置的、機能的中心

地として無秩序な開発の防止を図り、拠点的な都市機能の配置や地域間連携のための道路や交通機能の整備、充実が求められているとしております。次の伊香保町については、保養、観光等の拠点としてさらなる魅力づくりや交通環境の充実、温泉街の再生等が求められているとしております。小野上村につきましては、自然を保全しながら温泉施設等の改善、地域活性の利便性を高めるため、拠点の形成や交通網の充実が求められているとしております。子持村につきましては、豊かな自然と都市利便性の高い立地条件を生かした良好な居住環境の充実や歴史、自然を生かしたまちづくりが求められているとしております。赤城村につきましては、自然や産物を観光資源として一層生かすとともに、既存施設を生かした健康公園ゾーンや福祉、医療の充実による生活環境の充実が求められているとしております。最後の北橋村については、産地や農地保全により、良好な生活環境保全と温泉施設等を生かした福祉、生活拠点の形成や公共交通網の充実が求められているとしております。

(2)の渋川地区のまちづくりの課題であります。ここでは(1)などで整理をいたしたことを踏まえ、渋川地区のまちづくり課題として新市建設計画上の主要分野ごとに整理をしております。主要なものを幾つか説明いたしますと、まず広域的位置の項目では、広域的な交通網や自然、観光レクリエーションの資源を生かした交流の拡大、農林業の振興を図った自立的な地域づくりと良好な住環境づくりということを挙げております。次の地形・土地利用、人口については省略をいたしまして、都市基盤・交通の項では、鉄道、高速道路等の広域交通網の連携、強化、地域内道路網あるいは公共交通網の充実を挙げております。次の生活基盤の項では道路などの生活基盤整備の充実、防犯対策などの安全性の向上ということを挙げております。産業の項では、農業、観光基盤の再生、主要産業間の連携強化、雇用、就業環境の改善、充実ということを挙げております。

次の4ページをお願いいたします。大きな2の合併の背景と必要性であります。ここではまず1として市町村合併推進の潮流ということで、(1)では国の動きを整理してありまして、国ではいわゆる昭和の大合併以降、地方分権の推進、高齢化、生活圏の広域化などを背景といたしまして市町村合併の推進に向けた支援を行っているということについて、また次の(2)の群馬県の動きでは、国の要請を受けまして平成13年3月にこれからの広域行政市町村合併推進要綱を発表するとともに、各種の制度を進めているということについて記述をしております。

2の合併の必要性ということでありますが、ここではその必要性と効果について整理をいたしてありまして、(1)では必要性について、高度成長期の終えんを迎え、価値観の多様化、少子高齢化の進行などに対応していくための定住人口の確保、生活、サービス、その他、その充実、産業の確立など安定した社会基盤を維持していくこと及び行財政基盤の確立といったことを挙げております。

(2)では、合併の効果ということにつきまして、以下にありますように合併をしない場合に生じるであろう状況をそれぞれ掲げておきまして、それらに対する効果を整理しております。まず、最初の地域社会の維持が困難になるということについては、合併によって財政、人材を確保することができ、福祉や介護サービスの安定的供給や施設整備の充実が図れるということを挙げております。次の産業活力が一層低下していくということについては、合併によりまして地域特性を生かし、交通基盤や地域資源などの利用を推進すれば交流の活発化や魅力の創出を図ることができるということを挙げております。次の行財政の悪化が進むということについては、合併によって人件費の削減、特例債などの活用による住民サービスの充実や専門的な人材などマンパワーの確保などにより新たな行政運営の取り組みが期待できるということを挙げております。最後の地区のまちづくりにおける不整合が残されるということにつきましては、合併によって基盤整備等の共通的な利用による効率性の向上や土地活用の向上など、また河川など共通資源の利用などによる新たな取り組みの展開が可能となるといったこと挙げております。

5ページをお願いいたします。3の合併に関する懸念と対応ということで、ここでは以下に述べる主な懸念についてそれぞれその対応を整理しております。まず、最初の行政区の拡大や議員の数の減少により住民の意見が反映されなくなるということについては、従来の公聴会や行政モニターなどのほか地域審議会を設置することができ、ここには整理をされておきませんが、現在進められております合併特例法などの改正によって特例区の設置も可能となることから、それらによって各地区の住民意向の把握も行えるとしております。次の役場が遠くなって不便になるのではないかとということについては、既に調整方針として決定されている総合支所方式やインターネットなどの活用により、そのような懸念にも対応できるとしております。中心部だけがよくなって周辺部は寂れないかということについては、均衡ある発展を基本とした事業等を新市建設計画などの中に位置づけ事業を進めれば、懸念の解消は可能であるとしております。最後のサービス水準は低下し、負担が重くなるのではないかとということについては、一般的にはサービスは高い方に、負担は低い方にとことで調整されていくことになっております。その後尾に法改正云々というような記述がありますが、これは現在確認中でありますので、今後書きかえになるというようなことも考えております。

4の合併によるまちづくり課題への対応は、3ページで説明をいたしましたように主要分野ごとの課題への対応でありまして、これらを整理したものが以下の表であります。これについても一番左の項目から主要なものを幾つか、右の合併による対応可能性の欄というのがありますが、そこで説明いたしますと、まず地形・土地利用では新市としての計画的、一体的な土地利用計画等により自然保全

や開発の誘導促進ということを挙げています。次の人口では、適正な人口構成や人口の確保ということ、次の都市基盤・交通では既存交通ネットワークの統合、整備、整備プログラム確立等による計画的な整備促進を、一つ飛ばしまして、産業では商圈維持と中心市街地の機能充実、観光地として他の圏域との競争力の向上といったことを挙げております。

以下は説明を省略いたしますが、これらについてはやや具体性に欠けるものもあると考えていますので、既に検討を始めておりますが、今後さらに調整をしていきたいというふうに考えております。

6ページをお願いいたします。大きな3の主要指標の見通しであります。ここでは以下の表に整理をいたしましたように、国、県の動向を加味をして推計をした結果、冒頭の文章の3行目にありますように、平成27年には当地区の人口は8万1,000人程度と見込まれるとしております。その中段にある表は、6市町村ごとに国の人口問題研究所の簡易推計法によって推計をしたものの合算値でありまして、その下にあります表は5歳年齢別人口をもとにコーホート変化率推計の結果であります。ごらんのとおり、いずれでもほぼ同様の結果となっております。内容について中段の表で若干説明いたしますと、総人口は平成22年、真ん中の表になりますが、22年では8万5,315人で、このときの65歳以上の人口、この欄の最下段になりますが、2万1,415人で25.1%という状況になります。それから、その右の平成27年になりますと総人口は8万1,831人で、このときの65歳以上人口は2万3,568人になり、28.8%という状況になります。かなり高齢化が進むことがわかるわけであります。

7ページをお願いいたします。大きな4という表示の新市建設の基本方針であります。ここでは新市将来構想の体系ということで、この資料の左側になりますが、これまでにご説明をいたしました地区の概況、国を初め、県、広域圏及び6市町村の総合計画、それにまだこの報告書には盛り込んでいませんが、住民意識調査の結果等、これらについては構成市町村別に整理をしたものを踏まえまして、そのすぐ右側になりますが、やはり先ほど説明いたしました渋川地区のまちづくりの課題を抽出をいたしました。これらの課題の対応ということで整理したものが資料の中ほどから右側になりますが、上の方にあります合併によるまちづくりの課題への対応の表でありますし、そのほかさらにその右になりますが、合併の必要性、合併の効果、合併に関する懸念と対応など既に説明をいたしましたように整理し、これらのものをすべてベースに、右側の中ほどから下になりますが、今後新市建設計画の基本方針を整理することにしておりまして、この基本方針は新市建設の理念及び新市の将来像等から構成することにしております。まず、新市建設の理念ということでは、たくましい行財政基盤の確立、安定した社会基盤の維持、一体的な都市としての性格を生かしながら新しい時代に対応した地域

経営の確立といったことを基本的な考え方にいたしまして、四角の中にありますように、渋川地区のそれぞれの地域が個性を發揮しつつ、相互に連携を深め、恵まれた立地条件と豊かな自然を生かしながら地域の活力を維持、創造するための理念を設定することにいたしております。この理念につきましては、点線の四角内にありますように4項目程度にまとめることにしております。

次に、この理念を踏まえまして、その下にありますように新市の将来像を整理することにしております。

以上の結果、その左側の点線内の関係市町村の総合計画から整理をいたしましたキーワードや住民意識調査の結果から整理をいたしました将来イメージに対する住民意見なども参考に、新市建設の基本方針として記載のとおり、道路、交通、自然環境、生活環境など八つの分野ごとに整理をすることにしております。

以上ご説明いたしましたように、この資料は地区の概況や既存の計画の方向性を整理する作業から課題の抽出を経まして、その大綱を盛り込むことなどし、それらを踏まえて新市建設計画の基本方針をまとめる、このような概況から基本方針までの流れをそれぞれの項目間のつながりなどをより明確にするために整理したものであります。

以上で説明を終わります。少し長くなりましたが、よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） ただいま報告第15号につきまして説明が終わりました。

この件につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員（小野宇三郎君） 共通委員の小野でございます。ただいま説明していただきましたけれども、非常にこの新市建設計画へつながる大事な資料だと思うのです。この地域はどうかを地域の人たちに示すのは、これが地域のビジョンを示す極めて大事なものだと思います。そうした中で、あくまで今途中の段階だと思うんですが、特に今までの分析等を踏まえてその次のステップが大切だろう。その次といいますのは、ここにありますように、最後にあります新市建設の基本方針、それから新市の将来像、この辺が非常にポイントになってくるだろうというぐあいに思っています。そこで、ちょっとこれは私の意見なのですが、ここにありますように新市建設の理念等はたくましい行財政基盤の確立とか3項目挙がっていますが、こういうこともあるのですが、何しろ合併して一つの地域をつくるということになりますと、私は一番重要なのは人のつながりといいますか、この地域が同じ意識を持つというようなことが大切ではないかなという気がします。そういう面では、そんなものも盛り込んでいただく必要があるだろうというぐあいに思っています。

それから、これは思いつきで幾つかの提案といいますか、意見なのですが、それからもう一つは地域の自立といいますか、この地域がまとまってひとつ自立し

ていかなきゃいけない。最近、地産地消の問題とか、あるいは地域内で人材を生かそうとか、そういう問題が非常にテーマになっていると思うのです。ですから、地域の自立をどう高めていくかということをもっと盛り込む必要あるだろう。それから、その逆に、もう一つはもっと広くこの地域が外に開かれていかなきゃいけないというようなことで、開かれた地域といいますか、そういうものも非常に重要ではないかなという気がしています。特に伊香保等の地域も入っているわけですし、国際的にも、そして国内的にも広く開かれた地域にしていかなきゃいけないというようなことがあると思います。

それから、さっきの課題にもありましたが、中心地が栄えて周辺が衰えるというような課題がありました。そういうことも地域の均衡ある発展といいます。そういうものの中に入っていく必要があるだろうという気がしております。あるいは、この地域の活力の維持、断片的にいろいろ申し上げますが、そんなものも織り込む必要があるだろうというぐあいに思っています。この将来像と基本方針ごちゃごちゃに申し上げますけれども、そういうことがこの地域としてこれからどういうぐあいにやっていくのだというのが地域の人たちに訴える力がないといけないだろうというぐあいに思っています。ここにキーワードも挙がっていますが、水と緑と太陽というのはもう20年前のキャッチフレーズであって、もう少しこれからの将来を見据えたこの地域がどうやっていかなきゃならないかというのがキーワードとしても入ってこなければいけないだろうというぐあいに思っています。これは、意見でございます、そんなことがこれから次のステップをつくる時に非常に大切なのではないかなという意見でございます。

それと、もう一つ参考までに申し上げますが、人口推計先ほどございましたけれども、これ2月の初めに人口問題研究所が発表した市町村ごとの人口でいきますと、平成30年で7万1,481という数字がございます。これは、国の推計でして、この推計、今の推計非常にいいと思いますけれども、もっと厳しい見方していくと。参考の意見でございます。

以上でございますので、よろしくお願いいいたします。

議長（木暮治一君） ただいま小野委員さんから貴重なご意見をいただいたわけがあります。今後につきましても当然そういったことを心にとどめながらこの地域づくりをしていかなければと思います。

はい、どうぞ。

委員（戸所 隆君） 高崎経済大学の戸所隆と申します。共通委員です。これについて特に今回のところではまだ途中でありますので、今後に期待するということが簡単に話したいのですけれども、新市建設計画を立てるときにぜひよその地域を見ていたときに全体としてどういう構造に、新しい合併したまちの構造ができるのかなというのが見えなところが多いわけです。この場合には、実は鉄道

が川に沿ってありまして、そしてその鉄道、川沿いに集落ができていう、構造的にはうまくつくと非常によい構造になってくる。今回の市町村が集まりますと、大体高崎と今前橋の面積を合わせたぐらいの規模のまちが面積的にはできてくる。しかし、山がありますけれども、かなり川と鉄道がある。そうしますと、これだけの鉄道がきちっと骨格としてある地域というのは実は少ないんです。実は、鉄道を通じて人と人がつながるとい形が非常にやりやすい。そして、それがまたバスをつないでいくとうまくいくまちである。ということをお考えますと、都市軸というものをどういうふうに入れていくかということ、そしてそれとの関連で土地利用をどうするかという、その辺の視点で一体感を図るとい方向性をぜひ持っていただきたいなと思います。同時にそれぞれの、例えば駅ごとといひますか、そこには違った地域が今までの伝統的な個性を持ったものが一つ一つある、それがどうお互いの個性を相互に結びつけながら全体としてこの渋川地区というものが発展していくかという、ここに今後の新市建設計画のポイントがあるのではないかなと思っております。そういう中で一つの例でありますけれども、城崎という温泉がありますけれども、城崎も、ちょっと今名前を失念しているんですが、周辺のところと合併して市になるということですが、言葉としては城崎市になったらどうかということでありましたけれども、いや、城崎市にはならないと。というのは、城崎市になると、例えばここで言うならば、ちょっと語弊があると困るんですが、赤城とか。例えば赤城村も、ここで言う伊香保という全国的な名前も、赤城も使えるし、北橋も使えるなど。だから、合併しないであくまでも城崎は城崎だと。しかし、全体として大きくなると、こういうやり方をとっているのです。そういう面で見ますと、それぞれが中心のところとそれぞれ土地利用をどういうふうにかこれまでの市町村とがうまく連携して一つの渋川地区として、最終的にどういう名前になるかあれですが、そのまちになっていくという、そういう新市建設計画にしていきたいと思います。そのためには自然である川と、それから鉄道、そしてそれと連携するような交通体系、そしてそれを今度は高崎なんかの新幹線とを結んでいくという、そういう構造をぜひつくっていただけたらと思います。

以上です。

議長（木暮治一君） 貴重なご意見ありがとうございました。

そのほかにございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） それでは、質問等もないようですので、お聞き取りいただいたということになります。

この件につきましても、ただいまのお二人のご意見を慎重に検討させていただく材料とさせていただきたいと思っております。

それでは、次に次第4の協議事項に移ります。議案第28号 協議項目24 1「自治会・行政連絡機構の取扱い」についてを議題といたします。

説明をお願いします。

事務局長。

議案第28号 協議項目24-1 自治会・行政連絡機構の取扱い

事務局長（吉原康之君） それでは、小さい資料の11ページをごらんいただきたいと思えます。

議案第28号 協議項目24 1「自治会・行政連絡機構の取扱い」について説明をいたします。協議項目24 1「自治会・行政連絡機構の取扱い」について、次のとおり定めるものであります。末尾記載のとおり、自治会・行政連絡機構については現行の制度を継続し、合併後速やかに調整するものとし、ただし町内会館等建設補助等については合併時に新たな要綱を制定するものとしてあります。

大きい資料の協議項目、参考資料であります。1ページをごらんいただきたいと思えます。調整方針は、ただいま申し上げましたとおりであります。右側にあります調整の理由、課題であります。まず調整理由であります。大きな理由といたしましては、渋川市及び子持村が自治会制度、他の町村が区長制度を採用しておりますことから調整するものでありまして、課題といたしましては自治会制度と区長制度との性質が異なることから、地方自治法上の位置づけの整理や6市町村における自治会等の職務内容の総意の整理、区長報酬、委託料、補助金、交付金などのあり方の総合的な検討ということを挙げております。

次に、左側にあります現況の欄ありますが、1の自治会制度等の内容であります。表の左側、(1)の制度等ではありますが、まず自治会制度を採用している渋川市と子持村の状況を見ますと、渋川市では事務委託に関する規則を設け、43の自治会に事務委託を、中ほどにあります子持村では13の自治会に同様の委託をしております。次に、区長制度の伊香保町では、区制度に係る条例を設け、区長11人と区長代理22人を2年間の任期で置いております。次の小野上村では根拠規定はないようでありまして、任期を定めずに総代21人を置いております。赤城村では、伊香保町と同様に条例で区長22人と区長代理を1年間の任期で置いております。一番右になりますが、北橋村では区制度に係る規則で区長及び区長代理をそれぞれ16人を任期1年間で置いております。

次に、(2)の職務内容の欄ではありますが、それぞれ詳細な内容となっているもの、そうでないもの、ごらんのとおりではありますが、基本的な部分については違いはないということがうかがえます。

(3)の報酬、委託料の欄ではありますが、自治会制度を採用している渋川市と

子持村は委託料で、他は区長等の報酬となっております。委託料の渋川市と子持村では、自治会の数等の違いなどから委託料総額ではかなりの違いが見られます。また、区長等の制度を採用する伊香保町ほか3村の報酬にもそれぞれ違いが見られます。

2ページをごらんいただきたいと思います。2の補助金、交付金等でありますが、まず(1)ですが、小野上村以外は名称や内容等は異なりますものの、自治会等の組織に対する活動に対する助成制度を設けております。

次に、(2)の町内会館等建設補助等ですが、いずれの市町村も条件や内容は異なりますものの、町内会館に対する助成制度を設けております。

3の先進地事例であります。上段にあります静岡市とさぬき市が本議案の調整方針とほぼ同様で、他は篠山市のように合併時に統合するものと、下段の山梨市のように現行のとおりとするものなどとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長(木暮治一君) ただいま事務局の説明が終わりましたが、第28号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

はい。

委員(新井晟久君) 渋川市の新井です。町内会館等については、新たに要綱をつくるということでございますが、各市町村でかなりの差があると思います。基本的な方針というのはどのようなものがあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長(木暮治一君) 局長。

事務局長(吉原康之君) 方針で申し上げましたように、今後要綱等を検討して調整をしていくという、こういう方針であります。具体的に今ご質問のありました内容につきましては、今後合併時まで、ごらんいただいている表にありますようにかなりの違いが見られますものからその辺の調整をいたしまして、要綱等に整理をしていきたいというふうに考えておまして、現在のところまだ具体的な数字等を整理した、そういう内容の整理はいたしておりません。

議長(木暮治一君) はい。

委員(新井晟久君) かなりの違いがありますので、今後調整を図りながら進めるとは思いますが、できれば現在のその内容を下回らないような形での調整をお願いしたいと、こういうふうに要望しておきます。

それと、またこの地区は自治会と区長会ということで先ほど説明がありました。この点については、長い各地域での対応があるわけでございますので、なかなかこの辺の自治会制度、区長会の制度を調整するといっても、速やかに調整するということがございますが、なかなかこの点についてはいろいろ問題があると思います。速やかにといってもなかなかその点はできないと思いますので、考え方と

して調整する、一つのものにするのか、それとも当面は自治会、区長会、両方の制度を存続させながらいくのか、その辺の調整の方針、この先進地事例ではそれぞれの地域において自治会、また区長会を存続するようなどころもありますので、その辺の調整方針は、なかなかこれは難しいと思うんですけども、どのようにお考えになるのか、ちょっとその辺をひとつ聞かせてください。

議長（木暮治一君） 局長。

事務局長（吉原康之君） ご質問の中にもありましたように、長い経過の中でそれぞれ自治会制度、それから区長制度をとっているわけでありまして。先ほど説明の中でも申し上げましたように、区長制度については自治法上等の整理をする必要があるわけでありまして。ですから、今後その調整をする、これも合併時まで期間がないわけでありまして、一応そういうことで、そういう状況を前提にいたしますと、ただいま申し上げましたようなそういった法律上の問題点、それからこれまでの背景、こういったものを整理をいたしまして、やや抽象的になりますけれども、この方針にありますように速やかに調整をしていきたいのだと、こういうことでありまして、合併時までに一応の目標を立てるような検討を今後専門部会等でしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） それでは、ほかにないようでありますので、お諮りをいたします。

議案第28号につきましては原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第28号は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第29号 協議項目24 2「消防・防災関係の取扱い」についてを議題といたします。

説明をしてください。

事務局長。

議案第29号 協議項目24-2 消防・防災関係の取扱い

事務局長（吉原康之君） 小さい資料の13ページをお開きいただきたいと思います。

議案第29号についてご説明いたします。協議項目24 2「消防・防災関係の取扱い」について、次のとおり定めるものであります。末尾記載のとおり、1、防

犯灯電気料、防犯灯設置、維持管理等助成については現行の制度を継続し、新市において調整し、2、地域防災計画については各市町村の地域防災計画を基本とし、新市において速やかに作成する、3、防災行政無線については現行のとおりとし、新市において速やかに整備するものとするというものであります。

大きい資料の3ページをごらんいただきたいと思えます。調整方針は、ただいま説明をいたしましたとおりであります。右側の調整理由・課題の欄、調整方針ごとに整理をいたしておりまして、まず1であります。市町村によって全額補助とするものとそうでないものと相違が見られますことから調整するものでありまして、課題といたしましては補助率の調整いかによって財政負担の増加が見込まれることなどがあります。2は、それぞれの地域防災計画に相違が見られますことから調整するもので、課題といたしましては、計画の策定に当たっては地域防災計画が災害対策の基本となるものであることから、県、周辺市町村、住民等の連携、調整の必要性を挙げております。3は、防災行政無線の周波数などに違いがあることから調整するもので、課題といたしましては周波数の統一のための機器の交換や中継局の整備、有線放送の無線設備の転換、これに伴う財政負担の増加などを挙げております。

次に、左側になりますが、現況の欄であります。1の防犯関係であります。表の(1)、防犯灯電気料を見ますと、渋川市と伊香保町ではそれぞれ3分の1、2分の1を補助しておりますが、他では全額補助となっております。

(2)の防犯灯設置等に関する補助については、渋川市では記載のとおり事業の2分の1を、他町村では全額補助か全額町村負担という対応になっております。

次に、欄外であります。財政影響額であります。ここでは、平成14年度の決算額をもとにして整理をしております。まず防犯灯電気料について見ますと、渋川市と伊香保町においても他に合わせて仮に全額負担をいたしますと、渋川市が414万3,740円、伊香保町が71万9,636円それぞれ増加し、合計では、影響額という記載がありますが、486万3,340円となります。次に、防犯灯設置等では、同様にこちらは渋川市と赤城村がそれぞれ影響を受けまして、合計では155万7,000円の増加となります。

2の地域防災計画であります。表のとおりそれぞれ地域防災計画があります。

防災行政無線であります。渋川市、伊香保町、小野上村では防災行政無線がそれぞれ記載のとおり整備されておりました。子持村では防災行政無線ではなく有線屋外緊急放送設備があり、赤城村及び北橋村は記載の年度の設置予定となっております。

次の4ページをお願いいたします。これは、県内11市の防犯灯設置及び管理補助等の状況をまとめたものであります。まず、防犯灯設置補助については、中ほどの太田市とその下の沼田市は市が一括管理ないし設置をしております。その

他の市は内容は異なりますものの、渋川市の場合と同様、それぞれ防犯灯設置に対する補助制度があります。その右の欄、防犯灯管理補助であります。中ほどの太田市の市一括管理のものと下段にあります富岡市及び安中市の全額補助のもの以外は渋川市の場合のように一定の補助率で補助をしております。

5 ページをお願いいたします。ここでは、関係法令ということで災害対策基本法を抜粋したものであります。そこに掲げました第42条第1項は市町村防災会議等による地域防災計画作成等を義務づける規定でありますし、第2項は市町村防災計画に必要な項目に係る規定でありまして、第1号から第4号にわたって規定されております。第3項以下は、計画作成の手續や公表等に係る規定であります。

6 ページをお願いいたします。4の先進地事例であります。下段の中央にあります東かがわ市の調整方針が本議案とほぼ同様の内容であります。他は地域防災計画、防犯灯、防災行政無線等それぞれ関するものが盛り込まれておりますが、全体としてはかなり異なった内容となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、議案第29号につきまして質問等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ございませんようですので、お諮りをいたします。

議案第29号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第29号は原案のとおり決定をされました。

続きまして、議案第30号 協議項目24 4「姉妹都市・国際交流等の取扱い」についてを議題といたします。

事務局の説明をしてください。

局長。

議案第30号 協議項目24-4 姉妹都市・国際交流等の取扱い

事務局長（吉原康之君） 議案第30号について説明を申し上げます。

協議項目24 4「姉妹都市・国際交流等の取扱い」について、次のとおり定めるものであります。末尾記載のとおり、1、都市交流事業については現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整し、2、国際交流事業については現行のまま

新市に引き継ぎ、新市において調整するとするものであります。

大きい資料の7ページをごらんいただきたいと思います。調整方針は、ただいま説明をいたしましたとおりであります。右側にあります調整理由等の欄であります。調整方針ごとにそれぞれ整理をいたしておりまして、1については市町村によって姉妹都市の締結、あるいは都市交流の有無等差違があるために調整するもので、課題といたしましては交流都市が増加すること、交流の内容が相違することなどを挙げております。2の国際交流については、交流先の国や交流内容等が異なりますものから調整するもので、課題といたしましてはまず姉妹都市等については相手方との交流の内容に差違があること、交流をする都市が増加することなどを挙げております。次に、中学生海外派遣については、派遣制度に差違があるため、地域性や公平性等を踏まえた検討の必要性を、外国人生活相談事業については相談内容や言語の拡充の必要性を挙げております。

右側になります。現況の欄、1の都市交流事業であります。1の姉妹都市の締結では、伊香保町及び子持村がそれぞれ記載の内容の都市と交流をしております。2の都市交流では渋川市、伊香保町及び小野上村がそれぞれ記載の内容の交流をしております。

次の8ページをごらんいただきたいと思います。2の国際交流事業であります。1の姉妹都市等の締結では渋川市及び伊香保町がそれぞれ記載の国の都市と交流を、そして2の中学生海外派遣等では、渋川市、伊香保町及び北橘村がそれぞれ記載の内容の事業を実施しております。3の外国人生活相談員等では、渋川市のみ記載の内容の事業を実施しております。3の先進地事例であります。経緯や交流内容等が異なることから調整方針にも差違が見られますものの、基本的な考え方については本議案の調整方針とほぼ同様であると考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりました。

議案第30号につきまして質問等ございましたらお願いいたします。

はい。

委員（楯 信一君） 北橘村の楯でございます。議案の30号、姉妹都市、それから国際交流について、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整するということがございますが、この辺について現在どのように考えておるかということですが、姉妹都市、いわゆるシスターシティーの場合と、それからフレンドシップシティー、これは友好都市ということになるわけですが、これは姉妹都市の場合は一国一市だと思っております。したがって、この広域圏の中で二つの市と交流をした場合は両方はできないのではないかなと、こんなふうに考えるわけでござい

ます。その辺については、どのようにお考えになるのでしょうか。調整する場合にどちらかをやめさせなければならない、こういうことが起こってくるわけだと思ふのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（木暮治一君） 局長。

事務局長（吉原康之君） ただいまご質問にありました一国一市という、こういうお話でありますけども、これまでの例を見ますと必ずしも一国一市ということではありませんで、これは自治体によりましては同じ国の中でも何市かと交流をやっておるといふようなことがあります。ですから、ただいまの意見も参考にしながら今後調整をする中でいろんな事例を参考にしながら、ただ説明でも申し上げましたようにそれぞれ自治体で背景がありますから、その辺も前提にして調整を進めたい、こういうふうにご考えておりますので、よろしくご願ひいたしたいと思ひます。

議長（木暮治一君） はい。

委員（楯 信一君） これは、シスターシティーの場合は一国一市ということでは決まっているんじゃないかと思ふんです。いわゆるフレンドシップシティーの場合には幾つかできるかと思ふんですが、例えばアメリカと日本がやった場合にアメリカのある市と日本のある市、いわゆる渋川市とワシントンならワシントンと、ニュージーランドで言えばファカタネならファカタネ、あるいはオークランドならオークランドと渋川となると、例えば渋川の中にある、今この地域の中で、例えば北橋の場合はファカタネ市と交流をしていると、渋川がイタリアの方だといふふうになりますとなかなか難しい点が出てくるんじゃないかなと。フレンドシップシティーの場合はいいんですが、シスターシティーの場合には制約があるようなふうには私は受けとめておるんですけれども、その辺は大丈夫なんでしょうか。

議長（木暮治一君） 局長。

事務局長（吉原康之君） 渋川市の例で申し上げますと、現在渋川市の場合にはオーストラリアのローガン市とイタリアのフォーリーニョ市とそれぞれ姉妹都市を締結しているわけでありまして。ローガン市と提携するときに姉妹都市がいいのか、日本語で言うと友好都市がいいのかと、こういう議論も部内ではかなりありました。しかし、英語に訳すと友好都市でも姉妹都市でもいづれも、お話にありましたようにシスター、姉妹都市みたいな話で、そういう訳になるわけです。ですから、その辺はその国によって、あるいは都市によっても違いがあると思ひますが、それほど重要視をしていないといふようなこともその国によってはあると思ひますので、その辺は先ほど申し上げましたように、ただいまいただいたご意見なども踏まえまして、ただ先ほど申し上げましたようにそれぞれ自治体で背景がありますから、そういった状況を総合的に考えて今後その辺は整理をさせていただきたいといふふうにご考えておりますので、よろしくご願ひいたします。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） それでは、ご質問ないようですので、お諮りをいたします。

議案第30号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第30号は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第31号 協議項目24 5「電算システムの取扱い」についてを議題といたします。

事務局より説明してください。

事務局長。

議案第31号 協議項目24-5 電算システムの取扱い

事務局長（吉原康之君） それでは、小さい資料の17ページをごらんいただきたいと思います。

議案第31号についてご説明申し上げます。協議項目24 5「電算システムの取扱い」について、次のとおり定めるものであります。末尾記載のとおり、電算システムについては住民サービスの低下を招かないように合併時に統合する。ただし、単独処理システムについては新市において調整するとするものであります。

大きい資料の9ページをごらんいただきたいと思います。調整方針は、ただいま説明したとおりであります。右側にあります調整理由等の欄であります。まず調整理由につきましては、それぞれの市町村の電算システムに違いがありますことから安定稼働を構築するために調整し、課題といたしましては契約期間、機器の整備状況等及び委託先の業者の相違による調整の必要性、また本庁、支所間の新たなネットワークシステムの構築といったことを挙げております。左側になります。現況の欄、1の業務システムであります。まず（1）の住民情報システムであります。異なっているものを中心に見ていきますと、渋川市の欄であります。総合戸籍システムとありますが、これについては右の方にあります。赤城村及び北橋村では既に導入は済んでおりますが、他の町村では未導入であります。渋川市の（1）の欄の下の方になります。住民確定申告受け付け、法人市民税システムは中ほどにありますが、子持村、赤城村、北橋村、ただし北橋村は法人村民税システムですが、それぞれ導入されております。

次に、渋川市の欄であります。この最下欄になります。固定資産税、家屋評価の関係は、やはり中ほどの子持村では導入しておりますが、委託業者が

渋川市と異なっております。

次に、介護保険システムは、記載のとおりいずれの市町村も同様の状況にあります。

(3)の福祉関連システムは、委託先業者に違いが見られます。

次の10ページをごらんいただきたいと思います。(4)の水道システムは、委託業者に違いが見られますし、渋川市や子持村のようにシステム化している業務が多いところとそうでないところがあります。

次の(5)の下水道システムは、渋川市、子持村、北橘村で受益者分担金管理をシステム化しておりますが、他の町村はシステム化しておりません。渋川市などシステム化しているところでも委託業者に違いが見られます。

(6)は、その他のシステムということで整理をいたしたものでありますが、ごらんのようにシステム業務の内容や数、そして委託業者にも違いが見られます。

11ページをごらんいただきたいと思います。2の管理システムであります。まず(1)の財務会計システムはいずれの市町村にも導入されておりますが、業務内容において渋川市と他の町村にやや違いが見られます。

(2)の総合行政システムは、いわゆる国の電子政府の構築に関連した整備でありまして、整備内容等については記載のとおり各市町村とも同様であります。委託先業者に違いが見られます。

(3)のその他のシステムは、人事管理システムについては渋川市、伊香保町、小野上村が導入しており、給与計算システムはいずれの市町村にも導入されております。

3の先進地事例であります。基本的にはいずれの事例も本議案の調整方針とほぼ同様の内容となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長(木暮治一君) 事務局の説明が終わりましたが、議案第31号につきまして質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご質問等もないようですので、お諮りをいたします。

議案第31号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議ございませんので、議案第31号は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第32号 協議項目24 7「住民窓口業務の取扱い」についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。
事務局長。

議案第32号 協議項目24-7 住民窓口の取扱い

事務局長(吉原康之君) 小さい資料の19ページをごらんいただきたいと思います。

議案第32号についてご説明いたします。協議項目24-7「住民窓口の取扱い」について、次のとおり定めるものであります。末尾記載のとおり、1、住民基本台帳の閲覧については渋川市の例による。ただし、世帯単位ではなく個人単位閲覧とする。2、印鑑登録事務については合併時に渋川市の例により、3、窓口対応については昼休みの窓口対応について現行どおりとし、夜間及び休日窓口については渋川市の例によるものとするものであります。

協議項目参考資料の12ページをごらんいただきたいと思います。調整方針は、ただいま説明をいたしましたとおりであります。右側にあります調整理由等の欄であります。各調整方針ごとに整理をしております。まず1であります。住民基本台帳については閲覧台帳への掲載情報を個人単位とすることを基本に調整し、課題といたしましては渋川市や伊香保町等において事務的に負担増になることを挙げております。

2は、印鑑登録に係るものであります。手数料については一番低額の渋川市の例を軸に調整し、課題といたしましては平成14年度の実績によると14万4,200円の減収となることを挙げております。

3は、窓口業務に係るものですが、調整は夜間窓口及び休日窓口の開設の状況に相違が見られるので、行うものであります。

次に、左側の現況の欄であります。 (1) の住民基本台帳業務ですが、閲覧については記載のとおり、市町村によって微妙に違いのあることがわかります。

次の2の印鑑登録事務については、交付手数料は渋川市の200円以外はいずれも300円となっております。

3の窓口対応であります。 (1) の昼休み窓口対応はいずれの市町村もほぼ同様であります。 (2) の夜間窓口及び (3) の休日窓口については渋川市以外は未対応となっております。

次の13ページをお願いいたします。関係法令は、住民基本台帳及び戸籍法の関係規定を抜粋したものであります。説明は省略をいたします。

次の5の先進地事例であります。上段の神流町は本議案の調整方針とほぼ同様の内容となっております。他は比較的包括的な内容となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、議案第32号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

はい。

委員（新井晟久君） 第4回の任協のときに使用料、手数料の協議項目がありました。そのときでは、手数料については差違のないものはそのままとするけども、違いのあるものについては合併時に統一するというので使用料、手数料の協議項目がございました。ここを出されております住民基本台帳の閲覧、これもそのときに差違があった項目だと思うんです。また、印鑑登録についても渋川200円、ほか300円ということで差違があった。それらについては合併時に統一するというので協議が進められたわけですがけれども、これは同じ窓口業務の関係なんで、合併時ということじゃなくて今ここで決めると、こういうことになるわけですか。

議長（木暮治一君） 局長。

事務局長（吉原康之君） 第4回の調整方針につきましてはお話のとおりでありまして、合併時に統一するというような、こういうことで、包括的には調整方針を決定いただいていたわけでありまして、各部門別の手数料について、印鑑登録に係るような、そういう事例については包括的には食い違いはないわけでありまして、包括的なものと、それから個別のものについてはそれぞれその部門で検討していただいて調整できるものについては調整すると、こういうことでご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） はい。

委員（新井晟久君） ちょっとよくわかんないんですけど、そのとき使用料、手数料の協議のときに差違のないものはそのとおりとして、差違のあるものについては合併時に統一すると。その中で差異のあるものについて、今言った、ここに載っております住民基本台帳の閲覧、それと印鑑登録、もう一つあったんです。もう一つは、住民票の写し。これは、小野上村が300円、400円ということで、その場合に小野上はたしか165件あって、100円の差があるから16万5,000円の金額が変わってくるという、第4回の任意協のときにはそういうのがあったんです。ですから、三つ差異があるのに今回二つだけ出して、あと一つの小野上村の住民票の写し、これは窓口業務の関係ですから、その点についてどういうふうにあれなんです。ですから、どうせやるんだったら三つ一緒にやれば、合併時じゃなくてもう既にきょうここで決まればそれ決まっちゃうんです。その当時の第4回の任意協のときは、今言ったように合併時に統一すると。その三つが出ていたんです。その点について、ここでは二つあって、あと住民票の写し、小野上村が若干差異があって変わっていったんですけど、それはここ出ていないんで、何かアンバランスな感じがするんですけど。

議長（木暮治一君） 局長。

事務局長（吉原康之君） 先ほどの答弁をさせていただいた話では、総括的な話で説明させていただきましたが、今お話しのように確かにそのとおりでありますので、これは今のところの分科会等での検討は、ここにお示ししたもののみについて一応その調整方針を原案として整理をさせていました。ですから、残るものについても今後の任意協議会で、ちょっと不手際でありますけども、調整をして、その分科会のその決定をもってまた協議会に諮っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

議長（木暮治一君） はい。

委員（新井晟久君） そういうことなんで、住民票の、今回ここに出されているのは窓口業務の取り扱いということですが、どうせであれば一緒に出せばよかったんじゃないかと思います。今後また出すということですから、結構です。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問もないようですので、お諮りをいたします。

議案第32号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議なしと認めます。

議案第32号は原案のとおり決定をされました。

ここで休憩をいたし、10分間休憩をいたします。

休 憩

議案第33号 協議項目24-8 保健衛生事業の取扱い

議長（木暮治一君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第33号 協議項目24-8 「保健衛生事業の取扱い」についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

事務局長（吉原康之君） それでは、小さい資料の21ページをごらんいただきたいと思います。

議案第33号についてご説明いたします。協議項目24-8 「保健衛生事業の取扱い」について、次のとおり定めるものであります。末尾記載のとおり、1、成人検診事業については新市において調整し、統一的に実施。2、母子保健事業については新市において調整し、統一的に実施する。3、救急医療対策事業について、

現行のとおり新市に引き継ぎ、4、保健福祉センター施設の管理運営については現行のとおりとし、新市において状況を見ながら随時調整するとするものであります。

大きい資料の14ページをごらんいただきたいと思います。調整方針につきましては、ただいま説明をいたしましたとおりであります。右側の調整理由の欄であります。調整理由等についてはそれぞれの項目ごとに整理をいたしております。要旨を申し上げますと、まず1は成人病検診に係るもので、調整は健診の種類によって実施内容、個人負担金等に相違があることから行うもので、課題といたしましては調整の理由でもある実施内容等の相違から住民が混乱しない調整の必要性を挙げております。また、個人負担金を医療費の場合の3割負担を目安にするということを挙げております。下段には具体的課題として結核、レントゲン検診を初め、乳房エックス線撮影検診や肺がん検診など、それぞれの健診ごとに次ページにわたり整理をしておりますが、説明を省略いたします。

15ページの調整理由の欄をごらんいただきたいと思います。調整は、1と同様でありまして、母子保健事業でも事業の種類や実施内容等に相違が見られますことから行うもので、課題といたしましては住民に混乱を生じさせないように健診の実施方法や委託医師等の調整の必要性を挙げております。3は、救急医療対策事業に係るもので、運営の主体となっている現在の広域組合の構成市町村が変更するために行うもので、課題といたしましては広域組合の構成が変更することに伴う負担金についての検討の必要性を挙げております。

申しわけありませんが、14ページにお戻りをいただきたいと思います。現況の欄をごらんいただきたいと思います。1の成人病事業であります。まず(1)の基本健康診査は、渋川市の欄をごらんいただきますとありますように、基本健康診査から肝炎ウイルス検診まで運営方法等についてはいずれの市町村もほぼ同様の内容となっております。ただ、一番上の基本健診では、子持村で1,000円の個人負担金を徴収しておりますが、他は無料となっております。また、渋川市の欄、上から4段目以下の項目につきましては健康診査のいわばフォローアップ的な事業であります。渋川市以外では小野上村において実施しているだけで、他は実施していない状況であります。

次の15ページをお願いいたします。(2)のがん検診であります。一番上の子宮がん検診以下前立腺がん検診までは個人負担金等に相違が見られるものの、他はほぼ同様の内容となっております。乳房エックス線撮影検診は、渋川市及び小野上村以外では、また肺がん検診は伊香保町、子持村以外では実施していない状況にあります。

16ページをお願いいたします。(3)、その他の検診では上段の骨密度検診はいずれの市町村でも実施しておりますが、婦人の健康づくり検診など実施している

ところと、そうでないところやそれぞれ相違が見られます。

17ページをお願いいたします。2の母子保健事業では、記載のとおり実施内容、実施項目等に相違が見られますが、詳細については説明を省略をいたします。

18ページをお願いいたします。3の救急医療対策事業及び4の保健センターの管理事業については説明を省略をいたしまして、19ページをごらんいただきたいと思っております。関係法令は、老人保健法、結核予防法、母子保健法、それぞれ関係条文を抜粋したものでありまして、説明は省略をいたします。

6の先進地事例であります。下段にありますさぬき市の事例が本議案の調整方針とやや異なっておりますが、他は基本的には同様の内容となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、議案第33号につきまして質問等ございましたらお願いいたします。

はい。

委員（新井晟久君） 成人検診事業についてということで、この調整理由の課題の中に医療費が3割負担であることに準じて費用の3割程度の設定が適当であるということを書いてあります。かなりがん検診においては金額が違います。私もよくわからないんですけども、例えば費用を3割程度に設定した場合に金額はどのようになるのか、お知らせ願えればと思います。渋川は、幾つか高いのもありますけども、かなり渋川の場合には金額が抑えられているような感じがします。今回の合併については、サービスは高く、負担は低くと、これが一つの調整方針にあるんで、その辺について3割にした場合にどのようになるのかお聞かせください。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） すべての検診の資料ではありませんけども、幾つか主立ったものを拾って申し上げますと、例えば子宮がん検診の場合には委託料ということで費用的には3,700円程度かかっておるわけであります。それから、乳がん検診について見ますと3,150円、それから甲状腺がん検診では2,780円、以下大腸がん、前立腺がん、いろいろあってそれぞれ金額は異なりますが、それらを基準に例えば子宮がん検診で先ほど申し上げました3,700円というようなことで、これはまだ小委員会の方で検討中でありまして、先ほどの3割ということでは1,000円前後でどうかというような検討を現在しておるところでありまして、先ほど申し上げました乳がん検診では3,150円でありまして、これについても1,000円ぐらいどうかというようなことで検討していると、そういう状況でありますので、よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） はい。

委員（新井晟久君） これは、国でも県でも各市町でもそうだと思うんですけども、医療費の抑制ということであると。あくまでも予防事業が大変大きなウエートを占めると思うんです。ですから、多くの方々に予防の対応ができるように、普通検診というのか、一般の医療にかかった場合は3割負担だか3割が一つの基準だ、これは一つの考えですけれども、やはり多くの住民の方々に検診を受けていただいて、そして予防していくと、医療費の高騰を防ぐと。国でも健康日本21ですか、群馬県でも健康ぐんま21、市町村でもそれぞれ健康増進の対応が今進んでおります。そういう方からしますと、3割というのはそういう一つの目安を出したんですけども、多くの方々の予防に回っていただいて、その結果として医療費も抑えられると、多くの方が気軽に市がやる、そういう一つの事業ですから、普通に個人個人が病院に行っただけではまた違うと思うんです。やっぱり行政は市民、住民の方々の健康管理に責任を持つ立場だと思うんです。今健康増進ということでは言われているわけですから、私はこの3割を一つの目安にするというのはちょっと納得ができませんし、そうなった場合に今たまたま今一つの例で子宮がんが、渋川は500円ですけど、3,700円、約1,000円ぐらい。そうすると、ほかにも大分上がってくると思うんです。そうすると、合併の一つの方針としては、先ほど言いましたようにサービスは高く、負担は低く抑えるのが一つの考え方だと。ですから、まずすべてそれにならない面もあるんですけども、最初からこういう形でやった場合にどうなのか。ちょっとこの点については少し疑問が残るんで、あくまでもこの点についてはこのとおりに推し進めていくのかどうか、もう一度お聞かせください。

議長（木暮治一君） 局長。

事務局長（吉原康之君） 3割と申し上げたのは、課題として3割程度をと、こういう整理をさせていただいてご説明をさせていただきました。先ほど申し上げましたように、各検診によってもそれぞれ単価が異なりまして、今小委員会の現在検討中の状況見ますと、それぞれ安くなるものもありますし、多少その市町村によっては高くなるものもあります。ただ、この各分科会での目安としては3割程度という、こういうことでもありますけども、一方では財政的な問題もありますし、ご質問の内容にもありました、そういう意味では予防というようなことで非常にできるだけ多くの方に検診を受けていただきたいという、こういう状況もあるわけですから、ただいま申し上げましたようなことで、必ずしも全部押しなべて3割というようなことで検討しておりませんで、今ご意見いただいたようなことも踏まえまして、これも各自治体の事情もありますんで、その辺は十分ご意見を踏まえながら調整をすると、こういうことで対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

はい。

委員（桜井芳樹君） 基本的には、がん検診をなぜやるかということになるわけですが、一つはがんによる死亡をがん検診をやって減らせるかどうか。もう一つは、費用対効果なんです、集団検診やる場合は。その二つの面から有効であるものを集団検診をやるというふうになっていますんで、がんになるのをほうっておいてがんになって、がんになってから国保で治療すればいいと、支出すればいいと、その方が総体的に安く費用が済むということであると、そのがん検診はやっても意味がないからやらない方がいいという形になるわけです。ちょっと残酷なような話なんですけども、やはり費用対効果というのがあるわけで、それを考えて有効であると言われたものががん検診としてやられるようにというふうに国で決まっているわけなんで、そうしますとかなりの費用の額をどのくらい市町村で負担するんだということになるんですが、かなりの額を負担しても負担する意味があるということになる、その辺のところは基本的に認識しておいていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ほかに質問ございませんようですので、お諮りをいたします。

議案第33号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第33号は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第34号 渋川地区市町村任意合併協議会平成15年度補正予算を議題といたします。

説明をしてください。

事務局長。

議案第34号 平成15年度歳入歳出補正予算

事務局長（吉原康之君） それでは、小さい資料の23ページをごらんいただきたいとします。

議案第34号についてご説明いたします。渋川地区市町村任意合併協議会平成15年度歳入歳出補正予算は、次に定めるところによりたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次表によりたいと思います。

25ページをごらんいただきたいと思います。今回の補正は、群馬県からの平成15年度渋川地区市町村任意合併協議会支援補助金の交付に伴うものでありまして、歳入予算についてのみ補正することといたしました。まず、歳入であります。左側の上段にあります1款1項1目負担金の欄であります。ここでは補助金交付に伴いまして市町村負担金を交付額と同額の290万円を減額することといたしました。各市町村の負担金の減額は、それぞれ説明欄に記載のとおりでありまして、この結果各市町村の負担金は、記載はしてありませんが、申し上げますと渋川市が571万5,000円、伊香保町が102万円、小野上村が82万2,000円、子持村が191万6,000円、赤城村が211万2,000円、北橋村が171万4,000円、合計で1,329万9,000円となりました。

次に、3款1項1目県補助金であります。290万円の増額補正でありまして、これは協議会運営費及び広報費に係る補助金対象経費599万4,000円の2分の1であります。次に、下の表、歳出であります。冒頭に申し上げましたとおり記載のとおりでありまして、変更はありません。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 説明が終わりました。

議案第34号につきまして質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ないようですので、お諮りをいたします。

議案第34号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第34号は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第35号 渋川地区市町村任意合併協議会平成16年度事業計画並びに関連がありますので、議案第36号の渋川地区市町村任意合併協議会平成16年度歳入歳出予算を議題といたします。

事務局より説明をしてください。

事務局長。

議案第35号 平成16年度事業計画

事務局長（吉原康之君） それでは、小さい資料の27ページをごらんいただきたいと思います。

議案第35号についてご説明いたします。渋川地区市町村任意合併協議会平成

16年度事業計画について、次のとおり定めるものであります。前年度と同様に、事業につきましては五つに区分して整理をいたしてありまして、事業項目についても同様のものとなっております。まず、1の新市建設計画の策定であります。先ほどこれまでに整理をいたしましたものを中間報告ということでご報告いたしましたが、平成16年度では財政計画及び各施策ごとの事業計画などの作成業務を進めることにしております。これらが完成次第、将来構想とあわせて新市建設計画としてできるだけ早い機会にご報告申し上げたいと考えております。

2の事務事業調整方針の策定であります。これまでに引き続き合併の期限を目途に作業を進めることにしておりますが、これまでにご決定をいただいた調整方針でも項目によっては具体的な内容の調整、例えば組織機構、電算システム、職員の処遇や給与の調整など、さらには自治会制度などありますが、調整方針の策定と並行してそれもできるだけ速やかに進めていきたいと考えております。

4のホームページの作成は、これまでどおり任意協議会の会議録などを中心に引き続き作業を進めていくことにしております。

5のその他調査研究は、必要に応じて対応していくことにしております。

29ページをお開きいただきたいと思います。これは、平成16年度のスケジュールでありまして、全体のスケジュールにつきましては昨年の12月25日の任意協議会において既に説明をしたところでありますが、ややおくれているものがありますので、それらについて簡単に説明をいたしますと、まず1の合併協議会等というところですが、任意協議会の予定は変更ありませんが、中ほどにあります点線の中の法定協議会での協議というところを新たにスケジュール表に加えしました。これは、任意協議会が当初予定をいたしましただけで最終時期を迎えますので、このことを踏まえてこのように整理をさせていただきました。12月以降については変更ありません。

それから、次の2の新市建設計画の策定では、将来構想案の決定が予定より1カ月おくれていますが、計画策定そのものの完了は予定どおりとしております。以下は、このことに応じた時期の調整でありまして、全体といたしましてはおおむね予定どおりであります。

議案第36号 平成16年度歳入歳出予算

それから、次の31ページをごらんいただきたいと思います。議案第36号についてご説明をいたします。渋川地区市町村任意合併協議会平成16年度歳入歳出予算は、次に定めるところによりたいと思います。第1条第1項であります。歳入予算の総額は歳入歳出それぞれ1,740万円といたしたいと思います。2項であります。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次表によりたい

と思います。

33ページをごらんいただきたいと思います。まず、歳入について申し上げます。1の負担金であります。1,720万円でありまして、1節市町村負担金の説明欄の市町村の金額がありますように渋川市が750万9,000円、43.4%、伊香保町が129万1,000円、比率にいたしまして7.5%、小野上村が107万1,000円、6.2%、子持村が249万4,000円、14.4%、赤城村が272万円、15.7%、北橋村が221万4,000円、12.8%をそれぞれ負担をいたします。これは、前年度と同様に均等割20%、人口割50%、基準財政需要額割を30%として積算したものであります。

次ページをお願いいたします。次の35ページをごらんいただきたいと思います。上にあります表であります。ただいま説明の関係市町村の負担割合等を詳細に整理したものであります。主要なものは、重複いたしますので、説明は省略をいたします。

お手数ですが、再び33ページへお戻りいただきたいと思います。3款の繰越金であります。前年度繰越金を10万円見込むことにいたしました。これは、前年度決算額が未定であります。一定の繰越額が予想されますことから、本年度予算の整理の段階ではこの額といたしました。

次の4款の諸収入は、預金利子1,000円を見込んだものであります。以上の結果、最下欄であります。歳入合計は1,740万円となりまして、前年度額に比較いたしまして120万円の増額となります。後ほど説明いたしますように、主には前年度予算が昨年9月から本年3月までの7カ月間の予算であったという理由からであります。

次に、歳出について申し上げます。まず、1款の協議会費であります。607万5,000円あります。その内訳であります。1款1項1目の会議費として390万6,000円、同じく2目の事務局費として279万9,000円をそれぞれ計上しております。まず1目の会議費は前年度比225万1,000円の増額ですが、これは先ほども申し上げましたとおり予算の対象期間が長くなったことによるもので、右側の欄にありますように1節の報酬及び13節の委託料、これは会議録委託料であります。主にこれらの費目の増加によるものであります。

次に、2目の事務局費についてであります。前年度比37万5,000円の減額は7節の賃金や11節の需要額の増額と12節の役務費や19節負担金の減額などを相殺した結果であります。2款事業費1,019万5,000円は、前年度比64万2,000円の減額であります。これは事業費の1項広報費の前年度比189万8,000円の増額と、同2項の調査研究費201万5,000円の減額を相殺した結果であります。

次のページ、35ページをごらんいただきたいと思います。中ほどに調査研究費という表があります。まず、上の表をごらんいただきたいと思いますが、1の新市建設計画策定業務は既にご説明を申し上げましたが、平成15年度予算に関連い

たしまして2カ年事業で、平成16年度はごらんいただいておりますように388万5,000円を計上させていただきました。

次に、下の2の表であります。例規集委託業務でありまして、こちらは3カ年事業でありまして、平成16年度は210万円を計上させていただきました。この結果、先ほどの説明のとおり調査研究費は前年度と比較し、減額となったものであります。

申しわけありませんが、再び33ページにお戻りをいただきたいと思います。3の予備費であります。前年度と同額の50万円を計上させていただきました。以上の結果、最下欄の合計欄であります。歳出合計は1,740万円となりまして、歳入と同様、前年度比120万円の増加となりました。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長(木暮治一君) 事務局の説明が終わりましたが、議案第35号並びに議案第36号につきまして質問等ございましたらお願いいたします。

はい。

委員(塩野光弘君) 伊香保の塩野でございます。資料とは若干離れるんですけども、過日の上毛新聞紙上におきまして、渋川市長さんの談話として遅くとも6月までに法定協移行したいと、こういうふうな報道がなされました。ここは、任意協の場でございますので、その辺の審議と申しますか、あるいは今後における具体的な方向と申しますか、そういったものをこの場でお示しいただきたいというふうに思うんですけど、いかがでございますでしょうか。

議長(木暮治一君) 過日の新聞記事にありました渋川市長としての私の談話が載せられたわけでありまして、これは、当然今までのこの任意合併協議会の進み方を見ながら各町村の反応をいろいろ勘案しながら、私としては当然できるだけ早く法定協に移りたいという希望を持ってお話ししたわけでありまして、このようなすばらしい任意合併協議会でありますから、各町村におきましてもそれぞれの取り組みの中でできるだけ早く法定協議会にという形の私の意向を述べたわけでありまして。

以上です。

委員(塩野光弘君) 申しわけありません。ちょっとしつこくて申しわけないんですが、要するにあくまでも渋川市長としての存念というか、希望的観測と申しますか、部内できちんと法定協議会移行というのが協議されているということではなくて、あくまでも市長の考え方ということで受けとることによろしいんでしょうか。中には内部的にかなりきちんと話し合いがなされて、6月法定協移行というふうなものがある程度決まっているのかどうかというところをちょっともう一度ご回答をお願いしたいと思います。

議長（木暮治一君） ただいまの新聞報道につきまして、私の意向は既にお話をしております。このことにつきましては、各町村におきましてできるだけ早くそういった方向に向けていただきたいというふうをお願いしているところであります。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ほかにございませんようですので、質問を終結いたします。

それじゃ、お諮りをいたします。議案第35号並びに議案第36号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんで、議案第35号並びに議案第36号は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第37号 「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること」に係る協議方法についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

局長。

議案第37号 「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること」に係る協議方法
--

事務局長（吉原康之君） 37ページをお開きいただきたいと思います。

議案第37号についてご説明申し上げます。「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること」に係る協議方法について、次のとおり提出するものであります。末尾記載のとおり、農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いに関することについては、農業委員会の委員の定数等に関する小委員会に付託するものとし、なお委員構成については下記のとおりとするものであります。

まず、3号委員であります。これは議会選出の委員でありまして、各市町村から1名を、次の4号委員であります。これは市町村の学識経験者ということで選任されている委員でありまして、各市町村から2名を、そして最後の5号委員であります。これは共通の学識経験者でありまして、3名の方をお願いいたしておりますが、ここからは1名をとということで、合計19名の委員構成とするものであります。

39ページをごらんいただきたいと思います。これは、ただいまの議案の参考資料として小委員会の役割ということで整理をしたものであります。1は、小委員会と各市町村の農業委員会及び協議会の関係を整理したもので、数は小委員会と各市町村の農業委員会との連携や協議結果の協議会への報告などについて、その

関係をイメージ図化したものであります。

次の2は、小委員会での協議事項であります、(1)の新市における農業委員会の設置数や(2)の合併特例法を適用するか否かなど、記載のとおり五つの項目を中心に協議をしていただくことにしております。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長(木暮治一君) 事務局の説明が終わりましたが、議案第37号につきまして質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) 質問もないようですので、お諮りをいたします。

議案第37号につきまして原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議ございませんので、議案第37号は原案のとおり決定されました。

この際、ここで暫時休憩をいただきまして、小委員会の委員さんを各市町村で選出していただきたいと思っております。

なお、4号委員さんの選出の取りまとめにつきましては、2号委員であります各市町村の助役さんをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお祈りをいたします。

休憩いたします。

休 憩

議長(木暮治一君) 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

事務局から小委員会の構成員の報告をお願いいたします。

次長。

事務局次長(五十嵐研介君) ただいま各市町村で選出していただいた委員の名簿につきまして、お手元に配付させていただきました。名簿を読み上げいたします。

規約第8条第1項第3号委員ということで、各市町村の議会の議員の中からの委員であります、渋川市は小林委員、伊香保町が高橋委員、小野上村が平方委員、子持村が山下委員、赤城村が狩野委員、北橋村が同じく狩野委員。

続きまして、第4号委員ということで、各市町村の学識経験者であります。渋川市が町田委員、飯野委員、伊香保町が山口委員、千明委員、小野上村が村上委員、小野委員、子持村が飯塚委員、小澤委員、赤城村が木暮委員、兵藤委員、北橋村が萩原委員、小泉委員。

それから第5号委員であります。共通学識経験者であります、小野委員であ

ります。

以上の方々が選出されました。よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） ただいま事務局から報告されました委員の皆様には、小委員会の委員をお願いすることといたしますので、よろしくお願いをいたします。

協議事項は以上であります。

次に、次第の5、その他に移ります。（1）の次回会議の協議項目について、2、次回会議日程について、あわせて事務局より説明をお願いいたします。

局長。

その他

事務局長（吉原康之君） それでは、41ページをごらんいただきたいと思います。

まず、次回会議の協議項目についてであります。の協議項目21、国民健康保険事業の取扱いに関する事、以下合計でただいまのところでは10の協議項目について次回の会議で協議をお願いすることにしております。詳細については、説明を省略いたしまして、次の43ページをごらんいただきたいと思います。次回の会議の日程であります。4月の28日、水曜日ですが、午後2時からこの浜川市民会館小ホールで開催することにしておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上であります。

議長（木暮治一君） ただいま次回会議の協議項目と会議日程につきまして説明されました。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にないようですので、この際ですので、委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ないようでありますので、以上をもちまして本日予定いたしました協議事項等はすべて終了いたしました。

これで議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局次長（五十嵐研介君） 長時間にわたりましてご協議いただき、大変ありがとうございました。

以上をもちまして第6回浜川地区市町村任意合併協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉 会（午後4時28分）

(会議録署名)

渋川地区市町村任意合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに署名する。

平成16年3月30日

議長 木暮 治一

署名委員 塩谷 勝巳